

# 富田林市補助金等の交付 に関する基本指針

平成 26 年 7 月

総務部行政管理課

## はじめに

補助事業は、様々な分野において行政目的を補完しながら、効果的・効率的に公共の福祉を増進させる有効な手段として重要な役割を担い一定の成果を挙げてきた。

しかしながら、社会経済情勢等の変化や財政健全化に向けた本市の取り組み等から補助事業のあり方について課題が生じていることも事実である。

このことから、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 力年を計画期間とした「行財政改革の推進について」において“補助金等のあり方の検討”を位置づけ、これまで繰越金や補助対象経費に関する取扱いを定めた“補助金事務マニュアル”の作成、各補助金の運用の方向性を示す“補助金の新しい考え方”の策定など取組みを進めてきた。

この指針は、これらの取組みを補完し、今後の補助金執行のさらなる適正化を図ることを目的に策定するものである。

## I 基本事項

### 1. 目的

本指針は、補助事業者に対して補助金を交付する際の基準等を定めることにより、富田林市補助金等交付規則（昭和 52 年 4 月 14 日規則第 8 号。以下「規則」という。）の規定を補完し、既存補助金の見直し及び新規補助金の立ち上げ際の方向性を示すものである。

### 2. 定義

本指針における補助金等（以下、「補助金」という。）とは、規則第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

### 3. 補助金の交付対象団体

市は、次に掲げる団体等を除き、補助金を交付することが妥当であると判断した団体等に対して、本指針の規定での適合を検証した上で補助金を交付することができる。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- ② その他補助金の交付対象として適切でないと市が判断した団体等

### 4. 交付要綱の整備

補助金の執行にあたっては、交付目的や交付手続き等を明確にするため、規則

第 12 条の 2 に基づき個別に交付要綱を整備し、随時その内容を検証する。なお、制定（改正）する要綱は以下の項目を含むことを基本とする。

また、補助事業の廃止の際は、必ず要綱廃止処理を行う。

- ① 補助目的…補助金の交付目的（何をどのような状態にしたいか）
- ② 補助対象事業…補助金の対象事業、対象団体の要件
- ③ 補助対象経費…補助金の対象経費、対象外経費の内容（〇〇費など）
- ④ 補助金の交付額…交付額の算定方法（補助率、補助単価、補助基準額など）
- ⑤ 交付手続き等…交付申請、交付決定、交付の取消等、規則に規定された内容

## 5. 補助金検討会議

補助金交付に係る審査・チェック体制について総合的に見直すことを目的に、平成 22 年に政策推進課、財政課、会計室を構成課として設置された（行政管理課は平成 24 年度に新設されてから参入）。補助金に関する指針や基準の策定及び改定等については、引き続き検討会議において検討を行う。

## 6. その他

本指針の規定内容は、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

# II 補助金交付に関する課題

## 1. 適正な補助金のあり方

補助金の支出根拠は、地方自治法第 232 条の 2 に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

現在、市が推進する行財政改革の中で各補助事業についての「公益性」「的確性」「有効性」について改めて検討する必要がある。

## 2. 補助金交付の長期化・既得権化

補助事業は、公益上必要があることを前提に実施されているが、補助金の交付が開始されると長期化することが多い状況にあり、特に同一団体への長期継続的な補助については、既得権化が懸念されるところである。

社会情勢の変化に柔軟に対応していくためには、その補助目的や内容から、行政目的が達成されたか否かを随時判断するなど、見直しを行っていく必要がある。

### 3. 補助事業者の自立の阻害

補助金交付の長期化は、特に団体運営費補助について、補助金に依存してしまうことや自らが資金確保に努め自主的な運営を行うことについての意識が年々薄れてしまうことから、補助事業者自身の自立に対する意欲が阻害されている恐れがある。

### 4. 補助事業者と市との適切な関係

市と補助事業者との関係においては、補助目的や内容に応じて市がどこまで関与するのか互いの役割を明確にした上で補助する必要がある。

### 5. 交付の効果と検証

上記の課題については、各補助事業が創設された時代的な背景と現状との比較を行い、期待されていた効果がどの程度達成されたのかを適宜検証するしくみが必要である。

## Ⅲ 補助金の見直し

「持続可能な財政基盤の確立」に向けて、補助金の節減を図る視点は重要であるが、補助事業が行政目的に沿って適切に実施され、市民サービスの向上に寄与しているのかなど、「公益性」「的確性」「有効性」を担保できるしくみづくりも重要となる。このことから、以下の視点に基づき見直しを行うものである。

### 1. 「公益性」「的確性」「有効性」の担保

【公益性・有効性】（富田林市補助金マニュアル P11 参照）

- ① 補助金等の支出が公益上必要であること。
- ② 補助事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。
- ③ 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が認められること。
- ④ 市と市民との役割分担において、市の補助事業として整合性が認められること。
- ⑤ 単年度補助以外の補助金等の交付期間は、3年以内に見直すこと。
- ⑥ 目的が達成された補助事業や自立が認められる補助事業者については、交付期間内であっても補助金等を見直すこと。
- ⑦ 国・府等の補助に伴う補助金等については、交付期間を国・府等の補助の期間に合致すること。
- ⑧ 同一ないし類似目的の補助金等については、整理・統合を図ること。
- ⑨ 補助事業者が個人である補助金等については、その交付に際して必要な

場合は、所得要件等の制限を設けること。

【的確性】（富田林市補助金マニュアル P12 参照）

- ① 補助金等の支出が規則に基づいており、法令等に抵触していないこと。
- ② 補助事業者である団体等の会計処理及び使途が適切であること。
- ③ 補助金等の額は、補助事業者である団体等の直近の決算における繰越金の額と比べて適正であること。
- ④ 補助金等の額は、補助事業の規模や進捗状況に応じたものであること。

## 2. 見直しの方向性

### ① 団体運営費補助のあり方

団体運営費補助については、市が公益上その活動が必要であると認めた団体に対して、その運営を助長するために、運営費の一部または全部を補助してきた。しかし、既成団体への長期的な補助は、その自主性・自立性の阻害や、目的・成果の不透明性などの問題が指摘されるところであり、今後は団体の立ち上げ支援を前提とし、予め終期（3年間程度）を定めた上で補助を行う。

なお、引き続き、その活動に対して補助が必要である場合には、事業補助として継続を検討することとし、現にこの期間を超えて団体運営費を補助しているものについては適宜移行に向けた協議を進めるものとする。

### ② 事業費補助のあり方

事業費補助については、補助事業者の能動的意思により行われる事業か否かにより「奨励的事業費補助・委託的事業費補助」を区別し、その結果を基にそれぞれ適正な補助率を設定する。

奨励的事業費補助については、補助事業者の主体的な活動を促進する観点から補助率は、補助対象経費の 1/2（施策推進のための特段の理由がある場合を除く）を原則として、補助率の設定を行う。委託的事業費補助については、それぞれ適正な補助率（額）とする。

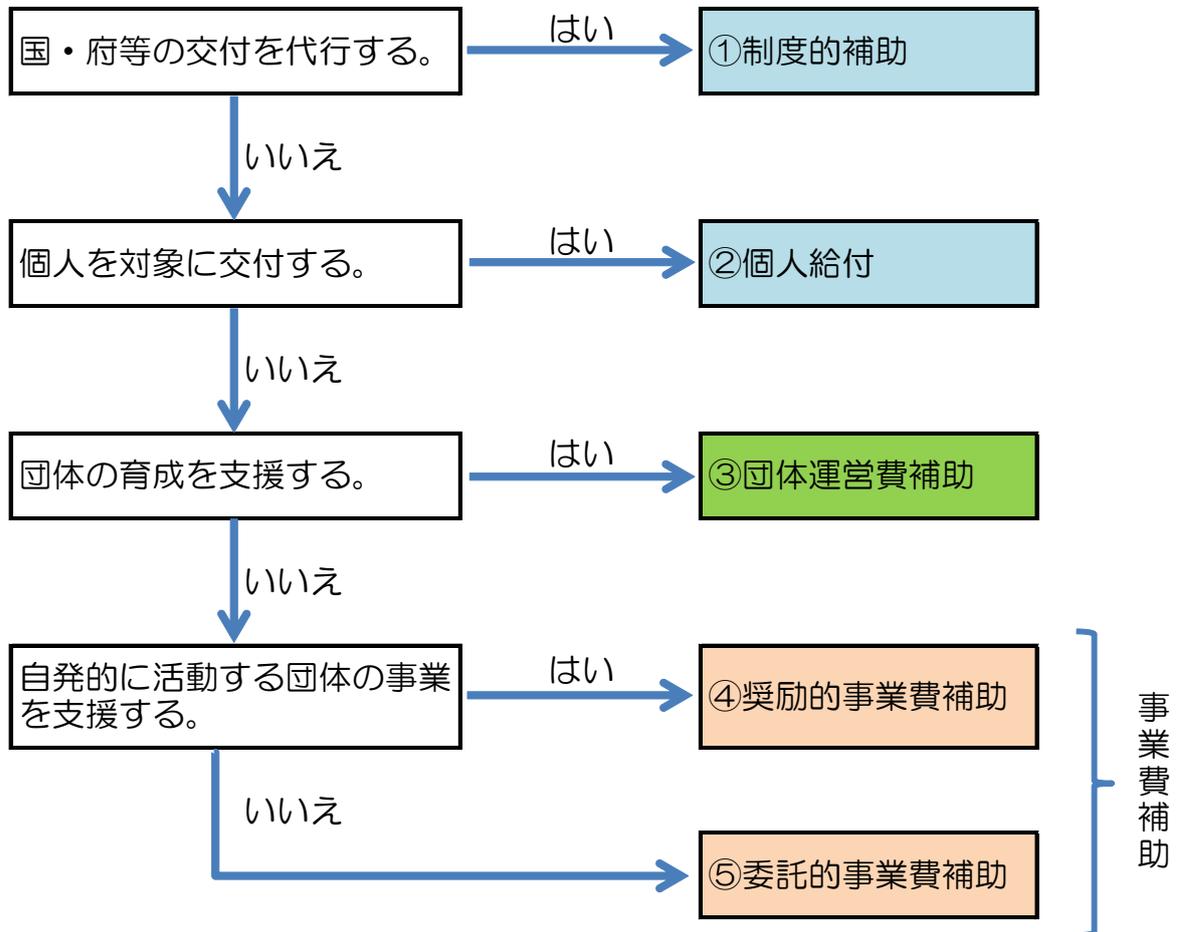
### ③ 他の事業と整理・統合

補助目的が類似する他の補助事業と整理・統合を図っても、事業の効果が期待できるものや補助目的が類似していなくても、他の事業と整理・統合を図ることで、より効率的かつ効果的な事業展開が期待できるものは、積極的に整理・統合を図る。

新たな補助金（新規補助金）の交付に当たっては、特にこの点に留意し、また本指針との整合を図りつつ実施するものとする。

## IV 今後の補助金の類型

これまでの「団体運営費補助」「事業費補助」「個別給付」の3類型を以下の5類型に細分化する。



- ① 制度的補助（国、府等の交付要綱の基準に基づくもので、実質的に市負担の無い、又は負担割合の低い（概ね2割程度）補助金）

### 留意事項

- ・国、府等の制度に基づくもの、他市町村との協議により補助するものも含む。
- ・合理的な理由があるときに限り「上乘せ補助」を行うことができる。

### ② 個人給付

- ③ **団体運営費補助**（公益目的に適う活動を行う団体への立ち上げ（初期）支援で、当該団体が行う事業の公益性を認定した上で、運営に必要な基礎的経費を補助するもの）

留意事項

- ・新規で補助する場合には、予め終期を定めて補助することから、既定年数の経過後、自立運営できないような運営計画であれば、補助を開始する段階での調整が必要。
- ・運営に係る経費（対象とすることが適切でない経費を除く）を対象とする。
- ・繰越金についてはその内容及び繰越す必要性を精査するとともに、補助額を超える剰余的な繰越金については翌年度の補助の停止措置を行う。

- ④ **奨励的事業費補助**（側面的補助。補助事業者の能動的意志により行う団体の活動に対する補助で、施策推進するための動機付けや奨励的要素が強いもの）

留意事項

- ・原則、対象経費の 1/2（但し予算の範囲内）を補助率とするため、自主財源の確保が必要不可欠。

- ⑤ **委託的事業費補助**（全面的補助。施策の推進を図る上で、市の求めに対する受動的意志により行う補助事業者の活動に対する補助で、委託料や負担金的な性格をもつもの）

留意事項

- ・補助率 10/10 の設定が可能。

## V 適用

本指針の適用については、平成 27 年度予算から適用する。